

国において、「防災庁設置準備室」が11月1日に設置され、12月20日には第1回の「防災立国推進閣僚会議」が開催されるなど、令和8年度中の防災庁設置に向けた動きが加速していることを踏まえ、今後の防災庁設置に向けた協議・検討を進めるにあたり、関西への拠点の設置を含む関西広域連合として求める内容を伝えるため、要望活動を実施。

要望活動

日 時：令和7年1月22日（水）16:15～16:30

要望先：瀬戸内閣府副大臣

要望者：三日月広域連合長

要望書：別添のとおり

要望概要

- 1 防災庁創設の意義
- 2 防災庁の機能・組織に係る要望
- 3 関西への防災庁拠点の設置に係る要望
- 4 関西広域連合との協議に係る要望



防災庁創設に係る要望

昨年1月には能登半島地震、9月には豪雨による甚大な被害が発生するなど、近年、自然災害が激甚化・頻発化しています。また、8月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表され、本年1月13日にも南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されるなど、南海トラフ地震、首都直下地震といった国難レベルの大規模災害の脅威も迫っており、これらに備えることは喫緊の課題となっています。

関西広域連合では、これまでから、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した「防災庁」の創設を提案してきましたが、この度、国において、「防災庁設置準備室」が11月1日に設置され、12月20日には第1回の「防災立国推進閣僚会議」が開催されるなど、令和8年度中の防災庁設置に向けた動きが加速しています。

一方で、第33次地方制度調査会の答申で示された関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みの設置について、11月7日に村上総務大臣に要望し、その際、防災庁の設置についても、この枠組みに基づく協議を行うよう求めたところです。

今後の防災庁設置に向けた協議・検討を進めるにあたり、創設の意義を踏まえて下記の事項について要望いたしますので、格別のご配慮をお願いいたします。

記

1 防災庁創設の意義

南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に対しては、国、自治体をはじめ関係機関等が一丸となり、首相トップダウンのもと、国力を挙げて迅速に対応する必要がある。

現状の災害対応における各省庁の制度や枠組みに基づく応援職員等の派遣等について、防災庁の設置により一元的に整備、運用され、各自治体が保有する全ての応援機能や資源と合わせて効果的・効率的に活用することで、より迅速かつ効果的な被災地支援が可能となる。また、あわせて、自治体の総合的な災害対応能力の向上に繋がる。

2 防災庁の機能・組織に係る要望

事前防災から復興までの総合的な施策を推進するため、防災庁は以下の機能を有するとともに、首都圏が被災した場合において他地域からバックアップすることが可能な体制とすること。

- 災害時における首相トップダウンの指揮命令系統に基づく対策
- 過去の災害経験や知見の蓄積、調査研究の一元化

- 災害対策専門人材の育成
- 事前対応から復興に至るまでの取るべき対応のシナリオ化
- 防災活動に係る装備等の研究開発や調達及び全国自治体への配備、災害時における当該装備等の被災自治体への応援調整
- 各種民間支援団体・経済団体等との官民連携
- 被災地支援の統括及び総合調整

3 関西への防災庁拠点の設置に係る要望

大規模広域災害における国全体の防災体制の強靭化を図るため、防災に係る首都機能をバックアップするとともに、我が国の双眼構造を確立するため、防災庁の拠点を東京のほか、関西に設置すること。

- 予想される首都直下地震等において、首都圏と同時に被災する可能性が低いこと。
- 国の地方支分部局や官民の研究機関等が集積され、経済界との連携も強く、支援基盤となりえること。
- 阪神・淡路大震災の経験を通じた知見・ノウハウを有し、国内の大規模災害においてカウンターパート方式による被災地支援を行った実績があること。また、その経験等を有する全国唯一の広域自治体である関西広域連合との連携が可能であり、防災庁の施策・取組をサポートし得ること。
- 全国で唯一政府機関の移転が行われている圏域であり、政府、地方自治体とともにノウハウがあること。

4 関西広域連合との協議に係る要望

防災庁の設置に係る検討においては、地方自治体と連携することが必要であり、阪神・淡路大震災を経験し、その後の被災地支援も実施することで得た知識・経験等を有する国内唯一の広域自治体である関西広域連合と協議すること。この際、関西広域連合が設置を求めている「国が協議により調整を行う新たな枠組み」の活用を図ること。

令和7年1月22日

関 西 広 域 連 合